

# GOLDサポート・サービスは1年よりも3年契約がお得です

## GOLDのメリット (DSX2-8000の場合)

### 1年間スタンダード・モデル

### 3年間スタンダード・モデル



未加入との差額  
¥320,000  
(税込¥352,000)



リスクを  
大幅に軽減



未加入との差額  
¥244,000  
(税込¥268,400)



未加入との差額  
¥347,000  
(税込¥381,700)

1年契約との差額  
¥103,000  
(税込¥113,300)



リスクを  
大幅に軽減

※上記のシミュレーションは1年間に1回修理が発生し1週間レンタルした場合とGOLDの1年契約を比較しています。

※上記のシミュレーションは3年間に1回修理が発生し1週間レンタルした場合とGOLDの1年毎の契約、GOLDの3年契約を比較しています。

|                        | 1年間<br>スタンダード・モデル | 1年間<br>プレミアム・モデル | 3年間<br>スタンダード・モデル | 3年間<br>プレミアム・モデル |
|------------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| 無償修理 (アクセサリは対象外)       | ●                 | ●                | ●                 | ●                |
| 修理期間中の代替機無償貸出し         | ●                 | ●                | ●                 | ●                |
| 校正 (データ付) または動作検査の回数   | 1回                | 1回               | 3回                | 3回               |
| 校正期間中の代替機無償貸出し (事前予約制) | ×                 | ●                | ×                 | ●                |
| 校正作業を優先的に実施 (約2週間以内)   | ●                 | ●                | ●                 | ●                |

### ゴールド・サポート・サービスの校正対象機器一覧

- 校正実施対象機器 (校正証明書、試験成績書およびトレーサビリティ・チャート付) :  
DSX2-8000、DSX-8000、DSX2-5000、DSX-5000、CertiFiber Pro、OptiFiber Pro、SimpliFiber Pro、CableIQ

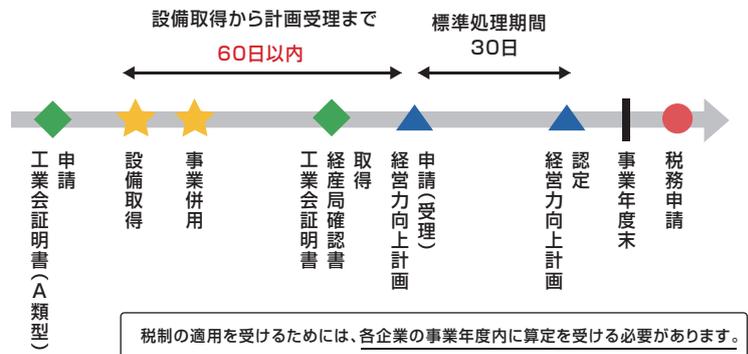
## 税制優遇制度の概要

| 税制の名称          | 期間           | 適応対象者   | 中小企業等<br>経営強化法<br>の認定 | 工業会の<br>証明書 | 優遇措置 |                     | 対象設備                                   |
|----------------|--------------|---|-----------------------|-------------|------|---------------------|--|
|                |              |   |                       |             | 特別償却 | 税額控除                |  |
| 中小企業経営<br>強化税制 | 2023年3月31日まで | 個人事業主、資本金3,000万円<br>以下の法人 (青色申告書)<br>資本金3,000万円を超え、1億<br>円以下の法人 (青色申告書) | 必要                    | 必要          | 即時償却 | 取得価格の10%<br>取得価格の7% | 測定機器の場合、<br>30万円以上で発<br>売開始6年以内<br>の製品 |

### 【中小企業経営強化税制】

制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備の事業併用年度 (各企業の事業年度) 内に認定を受ける必要があります (併用年度を越えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください)。

中小企業経営強化税制の申請は、原則、経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得する必要があります。  
例外として、設備取得後の申請の場合は60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります (計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です)。  
その場合において中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、それぞれ右記の期限までに認定を受ける必要があります。



本キャンペーンの詳細はフルーク・ネットワークスの特約店または右記の株式会社 テクトロニクス&フルークフルーク社営業担当までお問い合わせください。

フルーク・ネットワークス  
株式会社 テクトロニクス&フルーク

〒105-0012  
東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟6F  
TEL 03-4577-3972 FAX 03-6714-3118  
Email: info@fluke.com  
Web サイト: http://jp.flukenetworks.com